

国内手配旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) 「手配旅行契約」とは、株式会社ジェイ・シー・ツーリスト（東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル 東京都知事登録旅行業第2-4323号、以下当社といいます。）がお客さまの依頼により、運送機関・宿泊機関等が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスを予約手配・変更・取消等をお客さまのために代理・媒介・取次をすることなどにより旅行に関するサービスを受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行代金」といいます。）のほか、所定の取扱料金をいただきます。
- (3) 当旅行条件書に記載のない事項につきましては、本旅行条件書による他、当社旅行業約款（手配旅行の部）の定めるところによります。

2. 旅行契約の申込み・予約

- (1) 当社において、電話、ファクシミリ、インターネットにてお客さまからの旅行契約のお申込みまたは予約を承ります。
- (2) 当社は、同一予約・手配において、参加しようとする複数のお客さまが責任ある代表者を定めるときは、その方を責任者（以下、契約責任者）として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。
この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込条件

- (1) お申し込み時点で未成年の方は、親権者の同意書ご提出が親権者のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出ください。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的または不当な要求行為、脅迫的な言動を用いる行為などを行なった場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損または業務を妨害する行為などを行なった場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) その他、当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. お客さまとの旅行契約成立時点について

- (1) 旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入の上、所定の申込金を添えてお申込みください。
- (2) お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、(1)の申込金を受領したときに成立します。
- (3) 電話、ファクシミリ、インターネットでの通信手段にてお申込みまたは予約がなされた場合は、以下の時点で成立します。ただし、乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭（お電話）によるお申込みをお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約を「承諾」した時に成立します。
- (4) 当社は書面による特約を持って、申込金の支払いを受けることなく契約の申込をうけることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面（旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面のこと）に記載します。
- (5) 運送サービスまたは宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行クーポンの提供を受ける権利を表示した書面（乗車船券、宿泊券等のクーポン券類）をお渡すものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に、「電話、ファクシミリ、インターネット」での通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の金額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約が無い等、または業務上の理由などでお受けできない場合もあります。（所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - ① 通信契約のお申込みの際に、会員は申込みしようとする「依頼しようとする旅行サービスの内容」「出発日」欄に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」「会員連絡先」「電子メールアドレス」等を当社にお申し出いただけます。
 - ② 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通史を発したときに成立するものとします。
 - ③ 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

6. 契約書面について

- (1) 契約書面とは、①本旅行条件書 ②旅行契約年月日を証する書面をいい、確定書面とは出発する前にお渡しする日程表および旅行代金見積書をいいます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについてすでにお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合は、当該書面をお渡ししないことがあります。
- (2) 当社は、旅行契約成立後、速やかにお客さまに旅行日程、手配依頼された予約確認証、利用書、引換証、乗車券類、その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。ただし、既にお申込時点でこれらをお渡ししている場合は、この限りではありません。

7. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 第4項の旅行契約成立時点で旅行代金の全額をお支払いいただけない場合は、旅行サービス開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日（以下「基準日」といいます。）よりも前に残額をお支払いいただけます。
- (2) 基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行サービス開始日前の指定期日までにお支払いいただけます。
- (3) 現地払いの場合、お申込みいただいた宿泊施設の利用日に、直接当該施設にお支払いいただけます。

8. 旅行契約内容の変更

お客さまから契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ① 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料
- ② 当社所定の変更手数料

9. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1) 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は前6項に記載した期日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更します。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と收受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

10. 旅行契約の解除・払戻し

【旅行契約の解除】

- (1) お客さまは第4項により旅行契約が成立した後に下記に記載した次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。お客さまがすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用。
- (2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客さまは旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客さまがすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提

供機関に支払う費用を差し引いて払戻いたします。

- (3) お客さまが第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客さまに次の料金をお支払いいただきます。取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用。
- (4) 取消料について

- ①取消料は宿泊施設ごとの宿泊約款に基づき、取引条件の説明として宿泊施設のホームページ上に表示します。
- ②お申込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。
- ③取消料は、直接宿泊施設にお支払いいただく場合があります。

【払戻し】

宿泊施設など地上手配：取消料の対象期間内の取消・変更に伴う払戻しは、受領した料金から所定の取消料を差し引いた金額を払戻いたします。旅行サービス提供開始予定日以後の契約解除については、取消料は受領した金額全額となり払戻しはありません。旅行サービス提供開始前の場合は当社まで営業時間内にご連絡ください。宿泊施設の場合、当社の営業時間以外の場合はまず宿泊予定施設にご連絡いただき取消の連絡をされた日時、ホテルの担当者の名前をご記録いただき、当社の営業時間以後ご連絡ください。以下の場合には、所定の手数料を差し引き、払戻しの手続きをさせていただきます。

- ① 取消・変更のご連絡の日時、施設または現地連絡先担当者名等の確認書類のご提示があった場合。
- ② 確認書類を基にサービス提供終了後60日以内にお申し出がなされた場合。

上記の場合に確認手数料（一件4000円）と取消料を差し引き払戻しできる場合があります。なお現地ホテルにてお客さまのご希望により延泊、お部屋の追加、カテゴリ一変更等をされた場合は、旅行契約時とは異なった一般公示料金が請求されます。

11. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。当社は、お客さまが定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

12. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）が故意または過失により、お客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

13. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客さまは、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用しお客さまの権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

14. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コース等に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

*このほか、①当社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、住所、

メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに添う(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

- (3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また、同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、本項(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付することにより提供します。
- (5) 当社は、旅行先でのお客さまの手荷物運送等及びお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを運送業者や免税店(DFSキヤリア・沖縄)に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することにより提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申し出ください。
- (6) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅延なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (7) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客さまにご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

15. 個人情報に関するお問合せ・苦情のお申し出先

- (1)個人情報の取り扱いに関するお問合せ・苦情は、下記の窓口までお申し出ください。

株式会社ジェイ・シー・ツーリスト
ITS旅行センター：03-5348-7811

- (2)お客様は、当社との個人情報に関する苦情について当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるとの申し出をすることができます。

社団法人日本旅行業協会（JATA）
消費者相談室 電話：03-3592-1266

16. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

◆国内旅行傷害保険のおすすめ

より安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけることをおすすめいたします。ご希望の方は当社係員にお申し出ください。

【取扱い】

株式会社ジェイ・シー・ツーリスト（東京都知事登録旅行業第2-4324）
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル1F
社団法人日本旅行業協会（JATA）